

日本電信電話株式会社と締結していた覚書等の 日本電信電話株式会社再編成後の取扱いについて（抄）

平成11年7月1日建設省道政発第48号・建設省都街発第47号
建設省都市局長・道路局長通達

平成11年7月1日に日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）が再編成され、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の三社（以下「承継会社」という。）に国内電気通信業務等を引き継ぐこととされたことを踏まえ、これまでに会社と締結した覚書等の取扱いについて別紙一～三のとおりそれぞれの承継会社の代表取締役社長から依頼があり、別紙四～六のとおり回答したので、下記事項に留意のうえ、その取扱いについて遺憾のないように措置されたい。

追って、都道府県知事におかれては、市町村（指定市を除く。）及び地方道路公社にもこの旨周知徹底方お取計らい願いたい。

記

1 占用物件等の移転等に要する費用の負担の取扱い

別紙一～三の依頼及び別紙四～六の回答により、占用物件等の移転等に要する費用の負担については、建設省と承継会社との間において次に掲げる覚書の例によることとされた。

この場合において、覚書中「日本電信電話株式会社」とあるのは、承継会社に応じて「東日本電信電話株式会社」、「西日本電信電話株式会社」又は「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」と読み替えるものとする。

「日本電信電話株式会社に係る道路の占用物件等の移転等に要する費用の負担に関する覚書」

（平成10年7月21日付建設省道路局長・日本電信電話株式会社代表取締役社長間覚書）

「日本電信電話株式会社に係る道路の占用物件等の移転等に要する費用の負担に関する覚書」

（平成10年7月21日付建設省都市局長・日本電信電話株式会社代表取締役社長間覚書）

（以下省略）